三　法第二条第二項第四号に掲げる権利次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者	三　［同上］
イ　当該権利が法第三条第三号に掲げる有価証券に該当しない場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者	イ　当該権利が特定有価証券に該当する場合　業務を執行する者
(1)　当該権利が特定有価証券に該当する場合　業務を執行する者	
(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　当該権利を有する者が社員となる外国法人	
ロ　イに掲げる場合以外の場合　業務を執行する者	ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該権利を有する者が社員となる外国法人
［四～六　略］	［四～六　同上］
4　［略］	4　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和四年十月三日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省　令

○経済産業省令第七十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第八条第一号及び第五十七条の規定に基づき、冷凍保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月十二日

経済産業大臣　西村　康稔

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定置式製造設備に係る技術上の基準）	（定置式製造設備に係る技術上の基準）
第七条　製造のための施設（以下「製造施設」という。）であつて、その製造設備が定置式製造設備（認定指定設備を除く。）であるものにおける法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。	**第七条**　製造のための施設（以下「製造施設」という。）であつて、その製造設備が定置式製造設備（認定指定設備を除く。）であるものにおける法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
一～五　［略］	一～五　［略］
六　冷媒設備は、許容圧力以上の圧力で行う気密試験及び配管以外の部分について許容圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、許容圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又は当該冷媒設備の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものの行う耐圧試験に合格するものであること。	六　冷媒設備は、許容圧力以上の圧力で行う気密試験及び配管以外の部分について許容圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、許容圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う試験に合格するものであること。
七～十七　［略］	七～十七　［略］
2　［略］	2　［略］
（協会等が行う完成検査の申請等）	（協会等が行う完成検査の申請等）
第二十二条　前条の規定は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。	**第二十二条**　前条の規定は、協会が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。
2・3　［略］	2・3　［略］
（機器の製造に係る技術上の基準）	（機器の製造に係る技術上の基準）
第六十四条　法第五十七条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。	**第六十四条**　法第五十七条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。
一　機器の冷媒設備（一日の冷凍能力が二十トン未満のものを除く。）に係る経済産業大臣が定める容器（ボンプ又は圧縮機に係るものを除く。以下この号において同じ。）は、次に適合すること。	一　機器の冷媒設備（一日の冷凍能力が二十トン未満のものを除く。）に係る経済産業大臣が定める容器（ボンプ又は圧縮機に係るものを除く。以下この号において同じ。）は、次に適合すること。
イ～チ　［略］	イ～チ　［略］